

# ひょうごフィールドパビリオン首都圏向けプロモーション業務 仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン首都圏向けプロモーション業務

## 2 業務目的

より多くの方々にひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という）に来て、見て、学び、体験していただくため、首都圏在住者向けにFPの魅力を発信する。その結果として本県への訪問、FPへの誘客に繋げていくことを目的とする。

【参考】FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式Instagram：[https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/)

本県万博推進局YouTube：<https://www.youtube.com/@user-q01fw4gm9g/featured>

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

当該業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的なプロモーションとなるよう、隨時県と協議、連携しながら業務を進めること。

### （1）ターゲットについて

首都圏在住の旅行検討層や知的好奇心の高い方々

### （2）効果的なプロモーションの実施

上記ターゲットの方々向けにFPの認知向上、FPへの誘客促進に繋がるプロモーションを実施すること。

費用対効果の高い、効果的なプロモーションを行うこととし、リーチ数やフォロワー増加数などプロモーション効果が分かる数値も示すこと。

#### ① 首都圏在住者向けテレビ番組の制作・放映

テレビ番組を通じて、FPの取組みや魅力をアピールできるような番組制作、放映を行うこと。その際、下記事項に留意することとし、隨時県と協議のうえ進めていくこととする。

ア) 番組制作の本数は、1本以上とする。

イ) テレビ局の選定や番組の尺、放映時期は、首都圏在住者にとって最も効果的・効率的な訴求が図れるものとする。

※地上波放送あるいは全国ネットを必須とするものではない。

ウ) 番組制作にあたっては、必ず現地ロケを行うこと。

エ) ロケ地や取材内容を始めとした番組構成イメージは、FPの魅力を適切に伝えるとともに、FPの現場や兵庫に行きたくなる内容とすること。

オ) 今後の県のプロモーションで活用できるよう著作権等の権利関係を整理し、映像コンテンツの二次利用も可能となるよう努めること。

カ) 制作番組はテレビ放送だけでなく、ネット配信にも対応すること。

※TVer やテレビ局が保有する各種媒体 (YouTube や SNS 等) を想定

## ② インフルエンサーを活用したプロモーション

首都圏在住者を中心に多数のフォロワーを抱えるインフルエンサー (YouTuber 含む) を活用した SNS プロモーションを行うこと。その際、下記事項に留意することとし、隨時県と協議のうえ進めていくこととする。

ア) 活用する SNS の媒体は、FP との親和性やターゲット等を勘案の上、適切な媒体を選定し、それを踏まえ適切なインフルエンサーを選定すること。

イ) インフルエンサーは 4 組以上を活用し、各組 5 投稿以上を実施すること。その際、Instagram を活用する場合は FP 公式 Instagram アカウントとタイアップ投稿する形で実施すること。

ウ) 投稿は、アーカイブ性のある動画を想定している。

エ) 投稿時期は、首都圏在住者にとって最も効果的・効率的な訴求が図れる時期とすること。

エ) 事前に FP に関して十分な理解を得た上で、インフルエンサーの現地取材を行うこと。

オ) 投稿内容は企画提案によるが、原則インフルエンサー自身が現地体験することとし、インフルエンサー 4 組各々の投稿内容が同エリア、同種の体験といった重複、類似する内容の投稿とならないようバランスを図ること。

例) インフルエンサー①：首都圏より徳島空港 in → 淡路島エリア

インフルエンサー②：首都圏より鳥取空港 in → 新温泉町を中心  
但馬エリア

インフルエンサー③：首都圏より新神戸駅 in → 摂津や丹波エリア

インフルエンサー④：首都圏より姫路駅 in → 播磨エリア

カ) 投稿に対するエンゲージメント率が高くなるよう心掛けること。

キ) インフルエンサーが投稿される前に、投稿内容は事前に県が確認を行うこととする。

ク) SNS プロモーションのランディング先としては、県保有プロモーションツール (FP 公式ウェブサイトや Instagram など) に効果的にランディングさせることとし、その結果として兵庫への誘客を促進させる業務内容とすること。

## ③ その他プロモーションの実施

上記①～②で記載している内容以外で、提案者の強みを活かした効果的なプロモーションがあれば、提案を行うこと。なお、委託費の範囲内とする。

## (3) 留意事項

本業務における成果物制作に際して、掲載 (制作) 内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認、校正、印刷製本、納品までの掲載 (制作) に伴う一切の業務

を含むものとする。

※県は、FP に係る県保有の画像や必要資料等の提供など、受託者の業務遂行に協力する。

## 5 納品

### (1) 成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

### (2) 納品場所

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課

(神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 2 号館 3 階)

### (3) 納品方法

電子メール

### (4) 納品期限

令和 7 年 3 月 31 日（月） 17:00

## 6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

## 7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

### 9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときは、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関する疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。